

4 消保第 1 2 2 0 号
令和 4 年 1 0 月 4 日

愛知県高圧ガス安全協会会長 様

愛知県防災安全局長
(公 印 省 略)

高圧ガス充填容器等積載車両の移動に係る安全対策の徹底について (通知)

日頃は、本県の高圧ガス保安行政の推進について、御理解と御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

先月 2 8 日に、東名高速道路の豊田ジャンクションにおいて、高圧ガス充填容器等積載車両に係る死亡事故が発生いたしました。高圧ガス充填容器等を移動する場合、第三者を巻き込む重大事故に発展する可能性があります。高圧ガス保安法第 2 3 条の移動に係る基準を遵守し、安全確保を徹底していただくよう、関係事業者に対して改めて周知いただきますようよろしくお願いします。

【参考：高圧ガス保安法の移動に係る基準】

○高圧ガス保安法第 23 条

車両により高圧ガスを移動するには、その積載方法及び移動方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。

○一般則第 50 条第 1 項第 5 号及び液石則第 49 条第 1 項第 4 号

充填容器等は、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱をしないこと。

○一般則例示基準 76 及び液石則例示基準 55

充填容器等の連絡、転倒等を防止する措置 (移動) (抜粋)

- ・容器の固定・・・容器は車両の荷台の前方に積む。ロープ等で確実に緊縛する。
- ・水平距離の確保・・・容器後面と車両の後バンパの後面の間は、約 30 cm 以上の水平距離を保持するように積載すること。

担 当 防災部消防保安課産業保安室

高圧ガスグループ (加藤、岩田)

電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 1 9 7 (ダイヤルイン)

ファックス 0 5 2 - 9 5 4 - 6 9 0 9